

3. 指導者のための押さえておきたい知識

1. 消費者教育の考え方

(1) なぜ今、消費者教育なのか

商品の売買などが行われるとき、私たちは「消費者」と「事業者」の立場に分かれます。仕事では、高度な専門性をもった仕組債を売る「事業者」であったとしても、プライベートでエステ会社とエステ契約をするときには「消費者」の立場になります。このように、「事業者」の立場の人がいつも「事業者」であるわけではなく、どんな人でも「消費者」の立場になるのです。

「消費者」は、情報の量や質、交渉力において、「事業者」より弱い立場にあります。そのため、戦後から、「消費者」を保護する制度が意識されてきました。しかし、20世紀末から21世紀初頭にかけて、特に、広範な分野にわたる規制緩和、IT化、国際化が進み、その一方で地域・家族のつながりが弱まり、消費者被害も多様化・深刻化してきました。こうなってくると、事後的に消費者を救済する法律だけではなく、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害にあった場合に適切に対処することができる能力を身に付けることの重要性も増してきます。

一方、「消費者」というのは、個々には類型的に弱者と分類できますが、GDPの6割を個人消費が占めているなど、総体としての消費者は、実は、社会に大きなインパクトを与える存在でもあります。たとえば、とにかく安いものだけを買うという消費行動は、個別にみると合理的のように見えますが、単純労働者の労働力の搾取を強化することにつながるかもしれませんし、環境保全など売上につながらない企業努力を諦めさせることになるかもしれません。

このような社会の流れを背景に、消費者被害防止や消費者が自主的・合理的判断をできるようにすることを目指して、平成24(2012)年、「消費者教育の推進に関する法律」が制定されました。

(2) 消費者教育をするにあたって、何を重視したらよいか

こうやってみてみると、消費者教育に寄せられている期待は大変なものです。なんとといっても、社会は複雑多様化し、消費者が身に付けているべき知識は増える一方ですし、その上、自分の身を守る方法だけでなく、自分が社会に与える影響も考えられるように教育しようというのですから。

そうはいても、生徒を卒業させるまでに費やせる総時間は変わりません。そもそも、大人でも完璧な人がいるわけではありません。そう考えてみると、昨今の潮流が知識より実践を強調するのも納得ではありませんか。

世の中には、完全解があることは少なく、むしろ大切なのは、完全解が見付からないなりに、より良さそうな判断をする訓練だったりするのです。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においても、「消費者教育は、知識を一方的に与えることではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべき」と述べられています。

特に、特別支援学校であれば、まず自分の身を守るための能力向上に重点を置くべきだと思います。この教材では、消費者が自らを守るために知っておくべき、悪質業者の手口や、それらの場面ですべき対応、役立つ法知識などが詰まっています。

知識は、多ければ多いほど役に立ちますが、最終的に絶対に身に付けてほしいことは、以下の3点です。

- ① 危ないものには近付かない。
- ② 自分が本当に望んでいないことは断る勇気をもつ。
- ③ 自分が本当は望んでいないことに巻き込まれた場合、臆することなく、早期に相談する。

これらは、知識として知っていることに意味があるのではなく、なるべくリアルにその状況を想像してもらい、その上でより良い判断をする訓練をすることの方が重要です。さらには、日々の学校生活の中で起きたトラブルも生きた教材といえるでしょう。トラブルの発生状況を生徒と共に振り返りながら、どうすればよかったのか、一つ一つ、生徒に考えることを促すこともまた、生きた消費者教育といえます。

こう考えてみると、あまり気負わず消費者教育に取り組んでみようという気になるのではないでしょうか。

2. 契約の基本 特別法のクーリング・オフ

(1) 契約の基本

契約は、ただの約束と何が違うのでしょうか。一言でいうなら、裁判所に強制してもらえるかどうかです。

「明日午前7時に校門前で待ち合わせね!」というのは、道徳上、守らなければならない約束ですが、裁判所に強制してもらえる種類のものではないことは、なんとなく想像がつくでしょう。他方、同じ午前7時に校門前へ来る約束でも、学校から「交通安全見守りのために1時間1,000円で午前7時から午後5時まで校門の前に立ってください。」と言われて合意した場合、これは契約になります。もし、約束を守らず学校側が別の人を雇わなければいけなくなったときには、理論上、学校側は、その費用を損害として、賠償するよう、裁判所に訴えることができます。逆に、実際に働いたのにもかかわらず、学校が1時間1,000円のお金を払ってくれない場合、払うよう訴えることもできます。現実社会では、裁判まですることは稀ですが、最終的に裁判所で強制してもらえるという制度があるから、安心して契約できるのです。

それでは、契約はどうやって成立するのでしょうか。保証契約などの例外を除いて、原則として、契約は、申し込みと承諾の意思表示が合致することで成立します。ですから、上の交通安全見守りの例でいうと、契約書を取り交わしていなくても、その約束を破ったら、裁判所に訴えて、相手に強制することのできる契約が成立しているのです。ただ、契約書がないと証明するのが大変です。そのために、契約書が存在しているのです。

なお、消費者保護とは離れますが、労働者保護の観点から、雇い主は労働者に対して雇用条件を明らかにした書面を交付しなければならないと労働基準法で規定されています。これは、労働者保護のために契約内容を明らかにする義務を雇い主に課しているものであって、契約書がなくても契約自体は成立します。

ここまでみてきて、契約書は、法律で強制されて作るものではなく、自分たちが自分たちの権利を実現するのに大切な存在だということがわかったと思います。自分が納得して契約をし、相手にその内容をきちんと実行してもらいたい場合、証拠として契約書を持っていることはとても大切です。上の交通安全見守りの例でいうと、契約書があれば、契約の成立について証明が簡単ですから、裁判所に訴えやすくなりますし、裁判をしないまでも「いざとなれば裁判所に訴えられるんだぞ」という事実が、相手に約束を守らせやすくするわけです。

一方で、契約書は、自分が納得していないにもかかわらず、相手に持たれてしまうと、相手がそれを使って、「その契約書に書かれている内容を守れ」と言ってくる可能性があります。相手が悪い相手であればあるほど、巧妙に仕組みられている恐れがあります。だからこそ、契約書にサインや押印をする際には、入念なチェックが必要なのです。



ステージ2 step1 キャッチセールスにご用心

なお、偽造された契約書は無効ですが、契約書が偽造されたことを証明するのは大変なので、契約書を偽造されないよう、印鑑や身分証明書の管理をしっかりしておくことが、とても大切です。

(2) 特別法のクーリング・オフ

では、本当は望んでいない内容なのに、その場でうっかり契約書にサインしてしまった場合、どうなるのでしょうか。

まず、契約書にサインするにあたって、詐欺や強迫があった場合、被害者は、その契約を取り消すことができます。しかし、詐欺や強迫などをしてくるほどの相手ですから、詐欺や強迫の事実をすんなり認めることは期待できません。そうなってくると、詐欺や強迫の事実を証明するために、がんばらなければいけません。

そこで法律は、一定の場合に、「消費者」に対してもう少し有利な方法を与えることにしました。「消費者」には、学生、主婦、サラリーマン、研究者、会社経営者、政治家などいろいろな人が含まれますが、どんな立派な肩書の人でも「消費者」になると、「事業者」に比べて弱者の側に立たされるからです。

その中でも一番「消費者」にとって便利なのがクーリング・オフです。Cooling Off、つまり、冷却するための期間をおいて、「やっぱり、いや」と思ったら、「消費者」から一方的に解約してよいのです。相手が詐欺をしたとか、強迫をしたとか、そういう理由はいりません。クーリング・オフすると、「事業者」は受け取った代金を返さなければならず、未払い分についての請求もできなくなります。しかも、既に一部の商品が使用済みであったり、サービスを提供した後であったりしても、代金を請求できませんし、解約されたことによる損害賠償請求もできません。また、未使用の商品等の返送費用は、「事業者」負担になります。

当然のことながら、こんなことを無制限に認めていたら、まっとうな企業も大変なことになりますから、クーリング・オフは、短期間にものみ認められます。短期間しか使えない手段ですので、もやもやする契約をした場合、とにかく早く相談することが重要です。うっかり契約書にサインしてしまったという後悔の念が、相談を遅らせることがあります。相談が遅れたばかりに、クーリング・オフという一番簡単に解決できる手段をとれなくなるケースもしばしば見られますので、「怒らないから早く相談して」というメッセージを常に発信していただければと思います。

これは、トラブルに巻き込まれないよう、日頃から一生懸命注意喚起していることとのバランスが非常に難しいところだと思われます。しかし、そういった注意を守れなかったためにトラブルに巻き込まれてしまったのだとしても、それでも、悪いのは、強引に契約をさせてきた事業者なのです。「**トラブルに巻き込まれたときには、すぐ相談して**」というメッセージを徹底していただければと思います。

クーリング・オフは、右に記載した日数以内に発信すればよいこととされています。日数以内に、事業者には届かなくても大丈夫です。ただ、発信は書面でなくてはなりません。そして、期間内にクーリング・オフをしたという証拠を残すため、内容証明郵便にして送るか、ハガキなどで特定記録郵便か、簡易書留にして送付することが重要です（ハガキなどのコピーはとっておきましょう）。



クーリング・オフ制度の代表的なもの

販売方法	クーリング・オフできる期間 (契約書を受け取ってから●日間)
・自宅や勤務先への訪問販売	8日間
・喫茶店やレストランなどでの事業者の営業所以外での場所	8日間
・キャッチセールス	8日間
・アポイントメントセールス(電話等による店舗への呼び出し)	8日間
・電話勧誘販売	8日間
・エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなどの特定継続的役務提供	8日間
・保険契約	8日間
・冠婚葬祭互助会契約	8日間
・投資顧問契約	10日間
・マルチ商法やネットワークビジネス	20日間
・在宅ワーク、内職商法、モニター商法などの業務提供誘因販売	20日間

※ただし、これらの取引形態でも、比較的低額の消耗品等を使用または消耗してしまった場合、クーリング・オフできない場合があります。

なお、クーリング・オフの日数は、「事業者」が「消費者」へクーリング・オフの説明を含む契約内容が書かれた書面を渡した日からカウントします。ですから、たとえば強引にサインさせられ、契約書を事業者からもらっていない場合、サインをした日から法定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできます。もう何日も経っているからといって、一概に諦めることはありません。

また、クレジットカードでの支払いを選んだ場合、クレジット会社に対してクーリング・オフすることで、元となった契約も解約できます。万が一、「事業者」の連絡先をなくしてしまった場合、クレジット会社へ通知するという方法をとることもできます。ただし、全ての支払いを終えてしまってからクレジット会社へクーリング・オフしても意味がありません。自動車リース、葬儀、化粧品などの消耗品は、クレジット会社へのクーリング・オフができない場合もあります。「事業者」の連絡先が分かる場合は、クレジット会社だけではなく、「事業者」に通知しましょう。

一方、インターネットを始めとする通信販売は、自ら申し込んで契約をしているので、冷却期間をおかなくても、自分で落ち着いた判断ができるはずだと考えられていることから、クーリング・オフは認められていません。しかし、「事業者」の方で独自に返品制度を認めている場合もあるほか、返品不可と明記されていなければ、商品を受け取って8日以内に返品して解約することができます。ただし、これは、クーリング・オフとは違い、返送料は、「事業者」側から申し出が特でない限り、「消費者」が負担することになります。

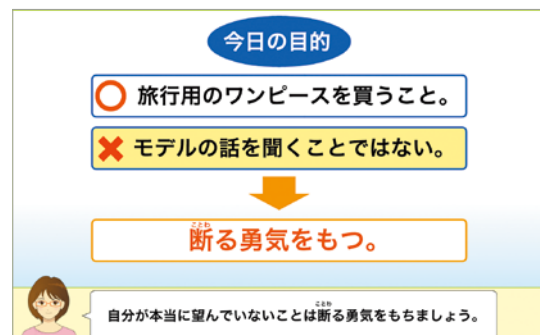
(3)この教材を通じて学んでほしいこと

ここまで紹介してきたように、多くの消費者保護法制があります。これらを知っておくと、身を守るための機会が増えます。しかし、法律は、時代に応じて改正されます。生徒が卒業してから平均寿命までは、何十年という年月があり、その間には、確実に法律が変化することでしょう。その中で、絶対に覚えておいてほしいことは、以下の3点です。

- ① 危ないものには近付かない。
- ② 自分が本当に望んでいないことは断る勇気をもつ。
- ③ 自分が本当は望んでいないことに巻き込まれた場合、臆することなく、早期に相談する。

甘い汁を吸おうとする人たちは、法の隙間を狙って巧妙になりますから、「危ない」と思うのに遠慮はいりません。もしかしたら、テレビなどで「街中で声をかけられたことがデビューのきっかけになった」という話を聞いたことがある生徒もいるかもしれません。確かに、街中で声をかけてくる人が全て悪人ではないでしょう。それでも、街中で声をかけられて勧誘される場合、ステージ2 Step1「キャッチセールス」のように、自分の意図していなかった方向へ誘導される確率が高いわけです。この場合、相手が本当に悪人かどうかという客観的真相は問題ではなく、「①危ないものには近付かない」という観点から考えてもらうといいでしょう。

また、生徒の長い人生の中では、悪質業者の手口も変化することでしょう。この教材で、危険を察知する訓練をしても、それを上回る手口に出会うこともあるかもしれません。そんな時のために、「②自分が本当に望んでいないことは断る勇気をもつ」ことが大切になってきます。巧妙な悪質業者であればあるほど、そのときはあたかも自分が望んでいるような気にさせるかもしれません。しかし、路上でいきなり声をかけられて勧誘されても、自分が元々何をしに来たかを思い出して、「本当に自分が望んでいることなのか」を考えるとよいでしょう。



それでも、消費者問題は、手を変え品を変え、起きるのですから、生徒がトラブルに巻き込まれることがあっても不思議ではありません。そうなったら、悪いのは、強引に契約させた方であって、「③臆することなく相談してほしい」と、伝えていただければと思います。相談先は、まずは身近な大人でもいいですし、消費生活センターなどの公的機関でも構いません。相談先が、必要な知識、またはその知識をもった人を教えてくれるはずです。

3. 成年後見制度の後見人(保佐人)って何するの？

※成年後見制度を利用したゆりさん(仮称)との体験を書いたものです。

(1)「ゆりさん」と「私(保佐人)」との出会い

「こんにちは。ゆりといいます。」私とゆりさんは、区役所の担当者の紹介で初めて会いました。

ゆりさんは、40代の女性、愛の手帳は4度です。6年前に父親が他界し、母親と二人暮らしでしたが、1年前に母親も他界しました。一人っ子で独身、近くに頼れる親族もおらず、独り暮らしは困難であったため、母親が他界した後一時的にグループホームの体験枠で生活していました。

今回、成年後見制度を利用することになった動機は、さしあたって次の手続きをする必要があったからです。

- (1) 不明な財産の調査をして把握し、管理すること。
- (2) 父母の生命保険等の契約の有無を調査して、存在するならば保険金請求をすること。
- (3) 父母の財産の相続の手続きをすること。(母のみならず父に関する相続も未了でした。)
- (4) 障害年金の申請をすること。
- (5) 一時的に入居しているグループホームから別のグループホームと契約をし、実際に転居をすること。

財産は母親が全て管理していたため、ゆりさん名義の銀行預金通帳以外のことは何も分からない状況でした。区役所は財産関係についてはタッチできず、かといってゆりさんがこれらの手続きを行うことは大変難しく、誰かが代わりに手続きや支援をする必要があります。その誰かというのが成年後見人等です。

成年後見制度には、支援の程度に応じて成年後見人、保佐人、補助人の3種類があります(以下、まとめて「後見人等」といいます)。ただ、後見人等は、何もなくても自動的に選ばれるわけではなく、家庭裁判所に申し立てて、選んでもらわなければなりません。ゆりさんの場合のように、何らかの手続きをする必要が出てきたときに、それが動機となって家庭裁判所に申し立てるケースが多いようです。

(2) ゆりさんの不安と成年後見制度の目的

私とゆりさんとは、私が正式に裁判所で後見人等に選任される前から何度も面談し、成年後見制度のことや、ゆりさんの普段の生活のことについていろいろな話をし、少しずつ人間関係を築いていきました。しかし、ゆりさんには、成年後見制度を利用する上で大きな不安がありました。

それは、「銀行の通帳や愛の手帳、他にも大事なものは全部後見人等に取り上げられてしまい、お金も少ししか渡してもらえず、とても息のつまりそうな生活になるのではないか」ということでした。

これは誤解です。成年後見制度は、後見人等が何でもかんでも本人から取り上げて管理する制度ではありません。本人の苦手なことを支援したり、間違えて結んでしまった契約を取り消したりすることで、本人を守るための制度です。

そこでまず、「後見人等はゆりさんの大事なものを取り上げたりはしない」ことを繰り返し伝え、「愛の手帳は今までどおり自分で管理してください」とお願いしました。

通帳の管理については、何度も相談して、ゆりさんも納得したうえで、次のように管理することになりました。

- ① ゆりさんは、郵便局の通帳1冊とそのキャッシュカード1枚を持つ。
- ② 私は、それ以外の通帳とキャッシュカードを預かり管理する。
- ③ 私は、郵便局の通帳に1カ月分の生活費を毎月送金する。
- ④ ゆりさんは、グループホームの利用料、昼食代など日常の生活費を管理する。
スマートフォン代はゆりさん自身が利用状況を把握できるように、郵便局の通帳から口座引き落としとする。
- ⑤ ゆりさんは、臨時支出が必要なときは私に連絡し、郵便局の通帳に送金してもらう。

もし、ゆりさんの希望が不明の場合、後見人等は、本人にとって最善と思われる方法で支援します。ただ、これまで一緒に生活をしてきたご親族ならともかく、最近出会ったばかりの私には、何が最善なのかなかなか分かりませんでした。その

ため、月1回程度の面談や、電話でのやり取りを通じて、「人となり」や考え方を少しでも多く、深く理解できるように努めています。もし、ゆりさんの親族がご存命だったら、たくさんお話をさせていただきたかったなと思います。

(3) ゆりさんの保佐人になって最初にしたこと

裁判所でゆりさんの保佐人に選任された後、私は保佐人として、当初の目的であった左記(1)～(5)の手続きをスタートし、約半年でおおよそ完了しました。

また、ゆりさんの母親のご遺骨が納骨堂に一時的に安置されている状態と聞いていましたので、父親の眠る霊園墓地と連絡して埋葬の手配をしました。当日は、ゆりさんと二人でお坊さんの読経を聞きながら母親の納骨を済ませました。後日、グループホームの部屋に置けるくらいの小さな仏壇を一緒に買いに行きました。こうして少しずつ信頼関係も、できてきたように思います。

(4) ワンクリック詐欺事件

ある日、携帯電話にゆりさんからの着信が5回立て続けに入っていました。これはただ事じゃないと思い、すぐに電話をすると、涙声のゆりさんが出ました。事情を聞くと、次のような話でした。

「あ」で始まる言葉をスマートフォンで検索しようとしたところ、エッチなサイト(アダルトサイト)に間違ってつながってしまった。「登録料5万円を払えと画面に出て、払えないなら電話をするように」と書いてあったので、電話をした。電話に出た男性に「自分は障害者なので支払えない」と言ったら、「愛の手帳を送れ。送らなかったらグループホームに来る」と怖い声で言っている。「保佐人さんに聞いてまた電話をします」と言ってとりあえず電話を切った。怖い。どうしよう。

私は、とっさに、「私を思い出して、連絡してきてくれてありがとう」と言いました。心の底からよかったと思いました。そして、「5万円を払う必要はない。愛の手帳を送ってはいけない。グループホームの場所は分からないから、業者が来ることはない」と話をしました。ゆりさんは「クリックした自分に責任がある」というので、「ゆりさんは悪くない」と説得しました。

翌日、携帯ショップと一緒にいき、着信やメールを拒否する設定をしてもらいました。順番待ちをしながら改めて今回の話をしたところ、ゆりさんはこういう詐欺があることも、相手に電話をしてはいけないことも知っていました。ところが、自分が実際に被害にあうと、電話をしてしまい、さらに自分が悪いと思ってしまったことにショックを受けていました。「また同じようなことがあったら、相手に電話をしないで、先に私に連絡してね」と伝えました。

成年後見制度 あるあるQ&A

Q1 成年後見制度利用の動機となった手続きが終了したら、成年後見制度は終わるのですか？ もしくは止められるのですか？

A1 終わりませんし、止められません。

例えば、ゆりさんが問題なく財産の管理などを自分一人で行えるようになったのであれば終わります(止められます)。でも、ゆりさんが支援やお手伝いが必要とする状況が変わらない場合、成年後見制度を止めることはゆりさんにとってマイナスなことなのでできません。

Q2 「この人を後見人等にしたい」と指定できますか？

A2 候補者を立てることはできますが、家庭裁判所が審理のうえ適任者を選任するので、そのとおり選ばれるとは限りません。そして裁判所の判断に不服申立てはできません。

Q3 後見人等には、いつ、いくら、報酬を払わなければいけないの？

A3 後見人等が報酬をもらうタイミングは通常年に1回です。後見人等は、直近の1年間ご本人のために何を行ってきたか、家庭裁判所に財産目録や通帳のコピーなど様々な書類を付けて報告をします。

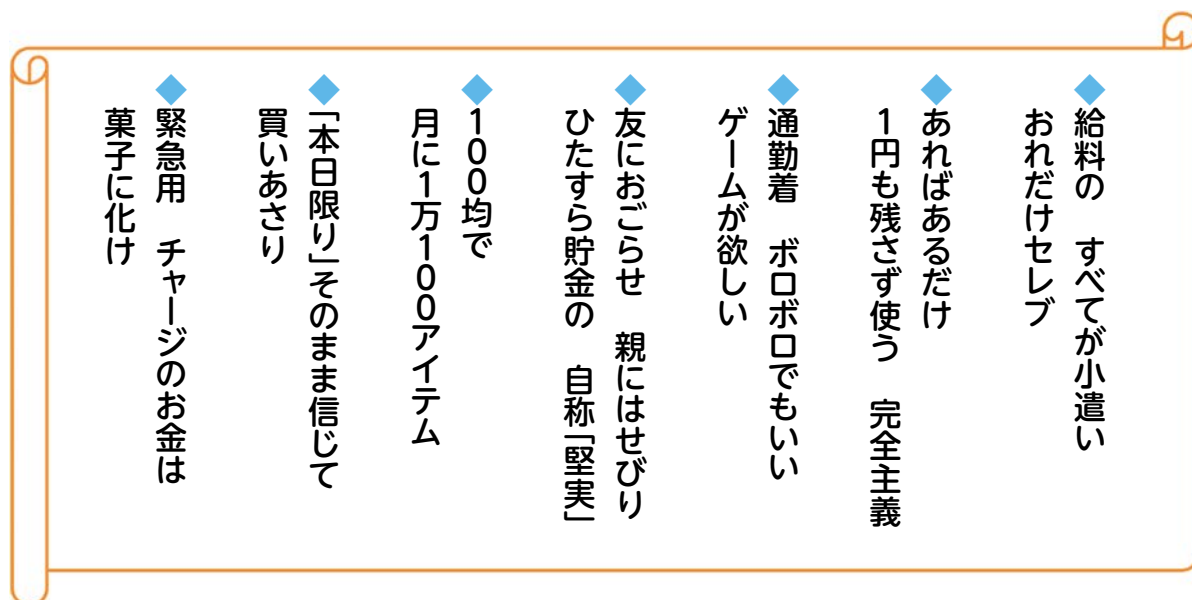
家庭裁判所は報告内容に不明点や疑問点があれば、後見人等に説明を求めたり追加資料を出すように指示します。問題がなければ、「後見人等の1年間の働きに対し〇〇円の報酬を与える」という内容の審判をします。

そして後見人等は審判があった報酬をご本人の財産の中から受領します。金額の目安としては、ご本人の流動財産の合計額が1,000万円超～5,000万円以下の場合で、月額3万円～6万円です。このほか、不動産を売却するなど特別な仕事をした場合は前記の報酬に相当額がプラスされます。

4. 卒業後の家計管理のために

知的障害者によく見られるトラブル事例を川柳であらわしたものです。知的障害者の特性として、目の前の刺激が強いと我慢できなくなったり、長期の見通しが苦手だったりするため、金銭トラブルが多くあるのも事実です。

知的障害が軽度の生徒の多くは、高校卒業後、就職します。自分のお金は自分で管理したい！これは、ごく当たり前の気持ちでしょう。知的障害者の特性として、導入には時間がかかるが、慣れたり、好きになったりすると、比較的容易に継続できることから、生徒には、「計算が苦手でも、金銭感覚を身に付けることができる」ことを伝えます。



(1) 軽度の知的障害者の収入

軽度の知的障害者の場合、就労可能であること、20歳になると障害の程度によって障害基礎年金を受給できることから、本教材では、ちえとまなぶの20歳以降の手取り収入を約16万円としました。詳細は以下の通りです。

特別支援学校には、児童養護施設、福祉型障害児入所施設から通っている生徒がいます。18歳を過ぎた生徒たちは、学校卒業後間もなく施設を出ていくこととなります。

20歳になるまでは、障害年金の受給はできません。また、誰もが障害年金の認定基準を満たすと判断されるわけではないため、生活の原資として生活保護を検討することとなります。

生活保護は、自分の住まいの近くにある福祉事務所の窓口で申請します。

申請の仕方が分からなかったり困ったりした場合、以下の無料相談窓口にご相談するとよいでしょう。

【相談窓口】

東京司法書士会 総合相談センター ☎ 03-3353-9205(四谷) 三多摩総合相談センター ☎ 042-548-3933(立川)
東京弁護士会の生活保護相談 ☎ 03-5714-0081(蒲田) ☎ 03-5979-2855(池袋) ☎ 03-5284-5055(北千住)

表1 Web版読本で例示した20歳以降の収入の計算根拠(東京都の場合)

給与：95,000円(手取り収入)
時給932円(※1)×6時間×20日=111,840円
月収111,840円-社会保険料17,600円(※2)≒95,000円
障害基礎年金：65,000円(2016年4月からの障害基礎年金2級支給額)
780,100円(年間支給額)÷12か月≒65,000円

※1 2016年10月改訂の東京都最低賃金

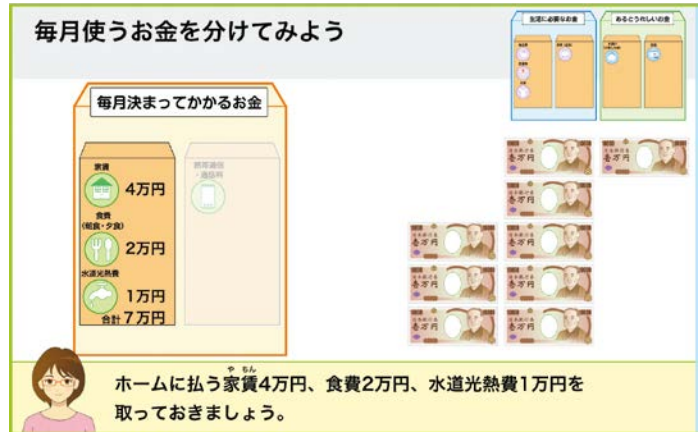
※2 健康保険料 約6,000円+厚生年金保険料 約11,000円+雇用保険料 約600円

(2) 収入の範囲で計画的に使おう

施設やグループホームで自活するためには、収入の範囲で計画的に金銭を管理する知恵を身に付けることが重要です。そのためには、「必要なもの」と「欲しいもの」を見極め、優先順位を付けることの重要性を伝えることが大切です。1つの方法として、月収を小分けにして管理する方法を紹介します。

①生活に必要なお金

生活するために必要なお金に優先順位を付けさせます。「毎月決まってかかるお金」「生活に必要なお金」「あるとうれしいお金」の順番に封筒に入れます。その際、実家に住み就労し、障害基礎年金をもらう場合、経済的には自立できるため、「毎月決まってかかるお金(食費、家賃、水道光熱費等)」については、家に入れるよう、アドバイスしています。



②毎月使うお金には優先順位がある

「毎月決まってかかるお金」と「生活に必要なお金」との大きな違いは、固定費と変動費です。固定費である「毎月決まってかかるお金」は、先に分けたらグループホーム、または家の人に払えばよいお金ですが、「生活に必要なお金」は自分で管理しなければいけません。

ここで気を付けたいのは、食費を削って好きなものを買うことのないようにすることです。そのためには、「必要な物」と「欲しい物」の区別を見極められるような指導が大切となってきます。

食費の袋は、1か月の管理が難しい場合、1週間ごとに袋に入れる、500円玉にして、毎日1個ずつ使うなどの工夫も必要でしょう。なお、食費の計算は平日500円、休日2日分2,500円とし、1週間で5,000円の計算としています。※詳細はP12.13 家計管理用仕分けシート「ワケルくん」参照。



③あるとうれしいお金

お小遣いとは、「決済権が本人にあるお金」です。お小遣いは、「Aを買ってしまったために、Bが買えない」といった失敗体験からやりくりを学んでいく人生教材といってもいいでしょう。

ここでは、お小遣いを食費と同様、平日500円、休日2日分2,500円とし、1週間で5,000円の計算とし、1か月分を袋に入れてあります。さらに1週間ごとに袋を分けて管理する方法もあります。休みの日に楽しむお金が残るようにするには、1週間で2つに分けて、平日用と休日用にするのも得策でしょう。



お楽しみ予算

月刊雑誌、映画、ボーリング等と楽しむために、日々のちょっとした「小物用お小遣い」とは別に「大物用お楽しみ予算」を組むのもいいでしょう。その際、例えば、携帯電話の通信・通話料の余りをお楽しみ予算と設定するのも一つの方法でしょう。もし、予算を1万円と設定した場合、先月の携帯電話の通信・通話料が7,000円なら今月のお楽しみ予算は3,000円、9,000円になってしまったら、お楽しみ予算は1,000円となるわけです。携帯電話の通信・通話料は滞納すると、利用を止められてしまうこともあることを合わせて伝えたいものです。そうすることで、携帯電話の通信・通話料の節約だけでなく、通信・通話料を滞納せず、確実に払っていくことにもつながります。

